

# 物価高騰対応水産業用機器等導入支援事業費補助金 について

この補助金は、国の重点支援地方交付金を財源に含んだものです。

## (1) 事業概要

物価高騰の影響を受けている市内の漁業者等に対し、水産業用機器等の購入支援を行うことで生産性の向上を図り、安定的な水産業経営及び競争力強化につなげていただくため、その取組みにかかる経費について市が補助します。(ただし、令和8年度に同一事業を国庫、県、市、及びその他団体の補助事業との重複申請することはできません。)

## (2) 対象者の要件 対象者は下記の条件をすべて満たしていること。

- ①市内に施設を有する水産業協同組合の正組合員。
- ②水産庁の競争力強化型機器等導入緊急対策事業の対象とならない者。
- ③申請日時点において事業活動の実態があり、引き続き事業活動を継続する意思があること。
- ④購入する機器等は、浜松市内の施設等に設置し使用すること。
- ⑤市税を完納していること。
- ⑥納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

## (3) 補助の対象となる事業

・事業開始年度を含め5年以内に漁業所得(個人経営の場合)又は償却前利益(法人経営の場合)を10%以上向上する目標(KPI)の達成に資する下記の機器等とする。

| 対象助成機器                     | 助成対象機器の内容  |
|----------------------------|--|
| 省力・省コスト化に資する機器等            | 被代替機器等と比較し省力・省コスト化により目標(KPI)達成を目指す機器等。省コスト化のうち、省エネを目的とした機器等を導入する場合、競争力強化型機器等導入緊急対策事業 機器導入指針に基づいた以下の機器等とする。<br>ア 漁業用エンジン(船内機又は船外機)<br>現在使用している漁業用エンジンと比べ5%以上の燃油使用料が削減可能で一般財団法人 海洋水産システム協会の最新対象機器リスト及び被代替機器・代替機器燃料消費率一覧表に記載されたもの<br>イ その他の機器等<br>現在使用している機器と比べ10%以上燃油使用料が削減可能な省エネ機器等 |
| 生産性向上に資する機器等               | ア 被代替機器等と比較し生産性の向上により目標(KPI)達成を目指す機器等<br>イ 人力からの機械化や付加価値向上等新たな取組による生産性の向上により目標(KPI)達成を目指す機器等<br>ウ 生産性の向上により目標(KPI)達成を目指す海水こし器  |
| 養殖業その他の漁業種類への兼業又は転換に資する機器等 | 事業実施者が営んでいる現在の漁業種類から養殖業その他の漁業種類へ兼業又は転換するため、新たに導入する機器で、兼業又は転換により目標(KPI)達成を目指す機器等  |
| 操業体制の効率化に資する機器等            | 海上ブロードバンドサービス(陸海双方向の最大通信速度が1メガビット/秒以上あって、カバー範囲が沿岸200マイル以内など沿岸利用限定のものを除く。)の導入による操業体制の効率化により目標(KPI)達成を目指す機器等   |

・令和8年12月28日までに事業完了(納品、支払い、実績報告)ができるものに限る。

- ・補助対象経費が20万円(消費税を除く)以上のもの。
- ・購入する機器は、販売業者から購入する機器を対象とし、資材のみの購入や、知り合いの漁業者等個人から購入する機器は補助対象外。

## (4) 補助率

- ・対象経費の50%以内(対象経費は消費税を除いた金額)

## (5) 補助上限

- ・上限：50万円（下限：10万円）※申請総額が予算額を超えた場合は按分

## (6) 申請方法 ※このほか、当課より資料等の提出を求める場合があります。

下記①～⑭の書類を令和8年6月19日(金)までに農業水産課水産業振興グループ（舞阪支所3階）にご提出ください。※申請される方は、先ずはご相談ください。

### 「物価高騰対応水産業用機器等導入支援事業費補助金」 申請書類一覧

#### ①交付申請書（第1号様式）

#### ②事業計画書（第2号様式）

#### ③収支予算書（第3号様式）

#### ④各事業区分で定める補助対象者として認められる書類 市内に施設を有する水産業協同組合の正組合員の証明書

#### ⑤市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書（写）又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（第4号様式）

#### ⑥補助金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人、フリガナ等）がわかる書類 （預金通帳（写）等）※記載事項が鮮明に見えるもの

#### ⑦見積書\*（見積有効期限が交付申請日を含むものに限る。）※実際購入する金額のものを提出

#### ⑧誓約書（第19号様式）

#### ⑨取組目標（KPI）（第20号様式）

#### ⑩該当する各種証明書、理由書

- ・基準適合証明書（省力・省コスト化に資する機器等の場合）（第21号様式）
- ・仕様性能証明書（被代替機器と比較し生産性向上に資する機器の場合）（第22号様式）
- ・漁業用機器等選定理由書（被代替機器等と比較し漁船用エンジン（船内機又は船外機）について、被代替機器等と比べ連続出力（kW）が、120%を超える場合）（第23号様式）
- ・人力作業機械化証明書（人力からの機械化による生産性の向上を目指す場合）（第24号様式）
- ・付加価値向上等の機器証明書（付加価値向上等新たな取組みによる生産性の向上を目指す場合）（第25号様式）
- ・養殖業その他の漁業種類機器証明書（養殖業その他漁業種類への兼業又は転換するに資する場合）（第26号様式）

#### ⑪機器の性能が記載されているカタログ等

##### 既存機器の性能が記載されているカタログ等も添付

##### ア 省力・省コスト化に資する機器等

##### ・漁船用エンジン

漁船用エンジンは現在使用している漁船用エンジンに比べ5%以上燃油使用料が削減可能で、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業において、水産庁長官承認の「省エネ機器設備基準」に記載されたものがわかるもの

##### ・その他の機器

現在使用している機器と比べ10%以上燃油使用量が削減可能な省エネ機器等

##### イ 生産性向上に資する機器等

##### ・漁業所得・償却前利益を10%以上向上する目標（KPI）の達成が認められる機器

・この場合において漁船用エンジンは、被代替機器等と比べ連続出力（KW）が原則120%以内とする。ただし、120%を超える場合には、「浜松市水産業用機器等導入事業漁業用機器等選定理由書（第23号様式）を提出するものとする。

##### ウ 既存機器のカタログが手元にない場合は、販売店・メーカー等に問い合わせ処理能力を明記するようにしてください。その場合は、問い合わせ先の署名を記載した参考様式「処理能力確認書」等を添付してください。

#### ⑫既存機器の写真（機器全体及び型番がわかるもの）

#### ⑬「物価高騰対応水産業用機器等導入支援事業費補助金」申請用チェック表

#### ⑭その他浜松市が必要であると判断した書類（指示があった場合提出）

## (7) 事業開始までのスケジュール

| 項目     | 時期                    | 備考   |
|--------|-----------------------|--|
| ①申請期間  | 4月27日(月)<br>～6月19日(金) | 農業水産課水産業振興グループ(舞阪支所3階)窓口申請<br>(先着順ではありません) ※郵送・ネットでの申請不可           |
| ②交付決定日 | 7月上・中旬頃に<br>発送予定      | 全申請者の補助総額が予算を超えた場合は、予算内で按分するため申請補助金額より補助額は減額<br>※交付決定日以降に発注・納品すること |

- ・事業は原則、令和8年12月28日までに完了し、実績報告書の提出が必要です。
- ・補助金の交付は、対象事業の支払いが完了した後に提出いただく実績報告書に基づく交付確定後となります。
- ・申請後は、原則、機器の種類等を変更することはできません。

## (8) 提出先

窓口申請 : 〒431-0292 浜松市中央区舞阪町舞阪 2701-9  
浜松市役所 舞阪支所3階 農業水産課水産業振興グループ  
電話番号 053-592-8816

## (9) 留意事項

- ・提出書類はすべて同一申請者名で統一されていること。
- ・交付決定前に着工した場合は、補助対象外となり、採択を取り消しますのでご注意ください。
- ・1申請にあたり1機器のみの申請となります。複数機器の購入は補助対象外となります。
- ・虚偽の申請が発覚した場合は、採択以降であっても補助の対象外となりますのでご注意ください。
- ・令和8年12月28日までに確実に納品、支払いが終了し、補助事業実績報告書兼補助金請求書(第12号様式)を提出すること。
- ・事業の詳細は今後変更される場合がありますのでご了承ください。
- ・市税を完納していない場合や期限内に実績報告書と補助金交付請求書の提出ができない場合は、補助金を受けることができません。
- ・内容確認等の連絡等のため申請書類一式の写しを申請者は手元に必ず保存願います。
- ・書類のダウンロードは、浜松市ホームページ内の「物価高騰対応水産業用機器等導入支援事業費補助金」よりダウンロードすることが出来ます。